

鹿児島市長 殿

児童クラブ名

児童クラブ

設備及び運営の基準適合確認票

基準	基準内容	届出時点の状況		条例適合の適否	
児童の集団の規模に関する基準	1 一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下 (条例第11条第4項) ※経過措置あり。	一の支援の単位を構成する利用者の数	人	適・否 (経過措置)	
職員に関する基準	2 開所中に保育士・教諭等は1人以上必ず配置 (条例第11条第3項)	資格等保有者数	(1)保育士の資格を有する者	人	適・否
			(2)社会福祉士の資格を有する者	人	
			(3)2年以上児童福祉事業(放課後児童健全育成事業を含む)に従事した者	人	
			(4)教諭の資格を有する者	人	
			(5)学校教育法に規定する大学等	人	
			(6)大学院への入学が認められた者	人	
			(7)大学院等を卒業した者	人	
			(8)外国の大学において卒業した者	人	
			(9)2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって市長が適当と認めた者	人	
			(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	人	
3	開所中、支援員は支援の単位ごとに原則2人以上配置。ただし、その1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。 (条例第11条第2項)	配置数	放課後児童支援員	人	適・否
			補助員	人	
4	放課後児童支援員の研修受講 (条例第11条第3項)	受講者数	人	適・否	
5	職員に対し、その資質向上のための研修機会の確保 (条例第9条第2項)	研修機会の有無	有・無	適・否	
設備に関する基準	6	開所している時間帯を通じて専ら事業の用に供される専用区画を設けている。 (条例第10条第1項)	専用区画の有無	有・無	適・否
	7	利用者1人につきおおむね1.65㎡以上の面積が確保されている。 (条例第10条第2項) ※経過措置あり。	専用区画の面積	㎡ A	適・否 (経過措置)
			受入予定人数(定数)	人	
			受入最大人数	専用区画の面積A ÷ 1.65㎡ = 人	
8	静養スペースを設けている。 (条例第10条第1項)	静養スペースの有無	有・無	適・否	

基準	基準内容		届出時点の状況		条例適合の適否	
	9	支援に必要な備品を備えている。 (条例第10条第1項)	支援に必要な備品の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
設備に関する基準	10	専用区画等は、衛生及び安全が確保されている。 (条例第10条第4項)	支援に必要な備品の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	11	施設は採光、換気等利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払っている。 (条例第6条第5号)	保健衛生及び危害防止への配慮の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	12	利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じている。 (条例第14条第1項)	必要な措置の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	13	感染症又は食中毒が発生し、まん延しないための必要な措置を講ずるよう努めている。 (条例第14条第2項)	必要な措置の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	14	必要な医薬品その他の医療品を備えている。 (条例第14条第3項)	医薬品等の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	15	保護者及び地域社会へ事業の運営内容の適切に説明するよう努めている。 (条例第6条第3項)	運営内容の適切な説明の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
運営に関する基準	16	運営内容についての自己評価の公表に努めている。 (条例第6条第4項)	自己評価の公表の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	17	消火器や非常口等必要な施設の整備や非常災害に対する具体的な計画の有無 (条例第7条第1項)	消火器等の設置の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
			非常口等非常災害に必要な設備の設置	有 ・ 無	適 ・ 否	
			非常災害に対する具体的な計画の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	17	避難訓練の実施 (条例第7条第2項)	避難訓練の実施回数	1年につき 2回	適 ・ 否	
	18	運営規程を定めている。 (条例第15条)	運営規程の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
	19	帳簿の整備 (条例第16条)	帳簿保有の有無	職員	有 ・ 無	適 ・ 否
				財産	有 ・ 無	
				収支	有 ・ 無	
				利用者の処遇状況	有 ・ 無	
	20	職員又は職員であった者が、業務上の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じている。 (条例第17条第1項、第2項)	必要な措置の有無	有 ・ 無	適 ・ 否	
21	行った支援に関する利用者又はその保護者からの苦情受付窓口の設置 (条例第18条第1項)	苦情受付窓口の設置の有無	有 ・ 無	適 ・ 否		
22	開所時間 小学校の休業日 1日8時間以上 小学校の休業日以外 1日3時間以上 (条例第19条第1項)	開所時間	小学校の休業日	1日 時間	適 ・ 否	
			小学校の休業日以外	1日 時間	適 ・ 否	
23	開所日数が1年につき250日以上 (条例第19条第2項)	開所日数	1年につき 日	適 ・ 否		
24	利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合に損害賠償を速やかに行う体制の整備 (条例第22条第2項)	苦情受付窓口の設置の有無	有 ・ 無	適 ・ 否		